



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて 執筆者:木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えていただいております。

【2020年11月27日】

公取委、「スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告書」を公表

<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/nov/201127pressrelease.html>

公正取引委員会は、2020年11月27日、スタートアップの取引慣行に関する実態調査報告を公表しました。本報告書では、スタートアップ企業と出資者との間の以下の行為が行われた場合、一定の要件を満たすときには、【 】欄記載の行為に該当し、独占禁止法違反となり得ることを指摘しています。

- スタートアップ企業に対して、NDAを締結しないまま、営業秘密の開示を要請したり、スタートアップ企業側にのみ秘密保持・開示義務を課す片面的なNDAの締結を要請すること【優越的地位の濫用】
- 共同研究の大部分がスタートアップ企業によって行われたにも関わらず、共同研究の成果に基づく知的財産権を出資者側のみ又は双方に帰属させる契約の締結を要請すること【優越的地位の濫用】
- 共同開発の成果に基づく商品・役務の販売先を制限すること【排他条件付取引又は拘束条件付取引】
- 知的財産の無償譲渡等を要求し、その要請に応じない場合、株式の買取請求権を行使すると示唆すること【優越的地位の濫用】

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

【2020年11月30日】

全銀協、「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を策定

<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2020/n113001/>

全銀協は、2020年11月30日、「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン」を公表しました。本ガイドラインでは、銀行が資金移動業者等と連携する場合に留意すべき点として以下の事項が示されています。

- 資金移動業者等との口座振替サービスの収納契約等を締結するのに先立ち、利用者保護及びセキュリティ等の観点から資金移動業者等の適格性に問題がないか審査する。
- 資金移動業者等と連携した後も、適格性や本人確認プロセスについて継続的に確認する。加えて、認証方法を含むセキュリティや、サービス、ビジネスモデルを変更する場合には原則として予め相手方に連絡を行う体制を整備しておく。
- 複数の要素による認証手段を組み合わせることによる堅牢な認証手続とする。
- 一連の資金の流れの中で、定期的な不正検知のためのモニタリング態勢を構築する。
- 銀行と資金移動業者等との間で、不正利用等が発生した場合の問合せ等を受け付ける窓口や、利用者に損害が生じた場合の補償・返金方法、補償範囲について、資金移動業者等との間であらかじめ取り決めておく。

【2020年11月30日】

日本監査役協会、「監査上の主要な検討事項(KAM)の早期適用に関する実態と分析—強制適用初年度に向けて—」を公表

<http://www.kansa.or.jp/support/library/accounting/post-232.html>

公益社団法人日本監査役協会会計委員会は、KAM(監査上の主要な検討事項)¹が、2021年3月期から強制適用となることを踏まえ、2020年3月期に早期適用を行った各社の実例を分析し、公表しました。

同資料には、早期適用各社において、KAMの候補数が時系列に沿ってどのように変遷したか、各社がKAMの早期適用に踏み切った経緯、監査契約締結段階から期末(監査報告書作成段階)に至るまでのKAMに関する議論の状況や検討内容、定時株主総会における想定問答等について、各社の事例を踏まえた分析が記載されています。

¹ KAMとは「Key Audit Matters」の略称であり、「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」を指します。監査人の監査基準の改訂により、金融商品取引法上の監査人の監査報告書において、KAMを記載することが義務づけられるようになりました。KAMに関しては、[本ニューズレター2019年7月31日号](#)(「日本監査役協会『監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・前編』を公表」)及び[本ニューズレター2020年6月30日号](#)(「監査役協会、『監査上の主要な検討事項(KAM)に関するQ&A集・統合版』を公表」)をご覧ください。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。